



官民連携データプラットフォームの 実現とポリシー策定のための考察

2020年11月30日

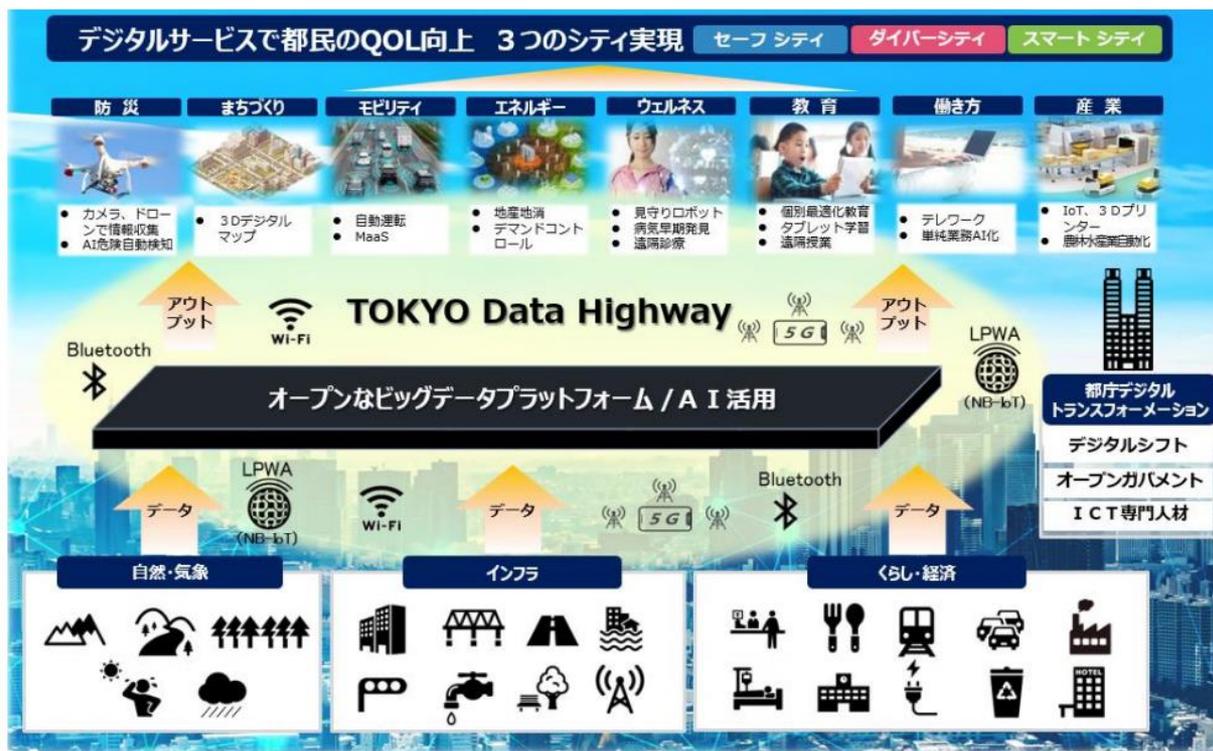
三浦法律事務所
弁護士 日置 巴美

1. 官民連携データプラットフォームの在り方

1. 官民連携データプラットフォームのイメージ

「スマート東京」の実現のためのインフラとなる「官民連携データプラットフォーム」

スマート東京の全体像



【活用想定】

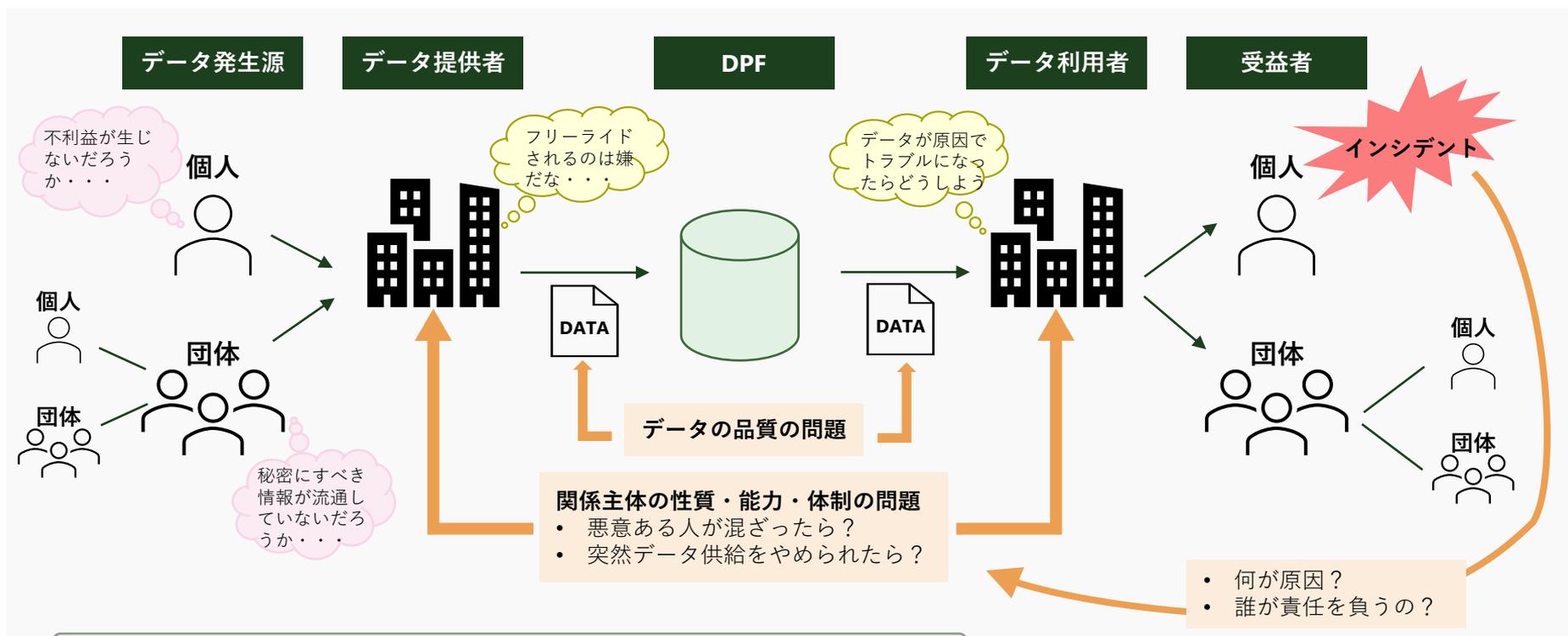
- スマートシティ／スーパーシティのデータ連携基盤
- これらに限定されないデータ流通の場としての機能

【特徴】

確定した条件があるものではなく、活用の幅も含めて設計の自由度が高い

2. 官民連携データプラットフォームの実現とトラスト（信頼）

持続可能な官民連携データプラットフォームの実現のためのポイントとして、「データへの信頼」や「関係主体への信頼」が挙げられる。



【事例と対応】

- リアルタイムデータのサービスへの利用とSLAの必要性
- 機械学習と商品・サービスがセットになる場合の品質保証
(契約内容と実質的審査、システムや標準化によるサポート) etc.

3. 官民連携データプラットフォームに参加するインセンティブ

バランスを保つことが肝要

自由なデータ流通を意識しすぎると、参加するメリットがない。

トラストがないと、参加する必要がない。

しかし、参入障壁が高いと、参加できない。

1

- 初めからデータ提供者に高度な品質保証を要求すると、データ提供が見込めない。このため、DPFがある程度責任をもって対応していくほかないのではないか。
- データ利用の制約がない場合、提供を受けたデータが巷に流通することとなるが、それではDPFを利用するインセンティブがない。また、データ提供側は、DPFの要求する基準を満たしたデータを提供し、品質保証を行っているにもかかわらずデータが流通することとなればコスト回収が期待できない。

データのバリエーション

2

行政由来のデータが集約されること、行政由来のデータと民間由来のデータとを掛け合わせることで、そして、スマートシティ／スーパーシティ等で利用するデータが還流すること。ここに「東京都」ならではのデータが集積される基礎があるのではないか。

ステークホルダーのニーズを集約、反映する機能

3

確定した条件がない中、試行錯誤して進むこととなるものの、検討については「東京都」だからこそ、設定可能なチャンネルがあるはず。

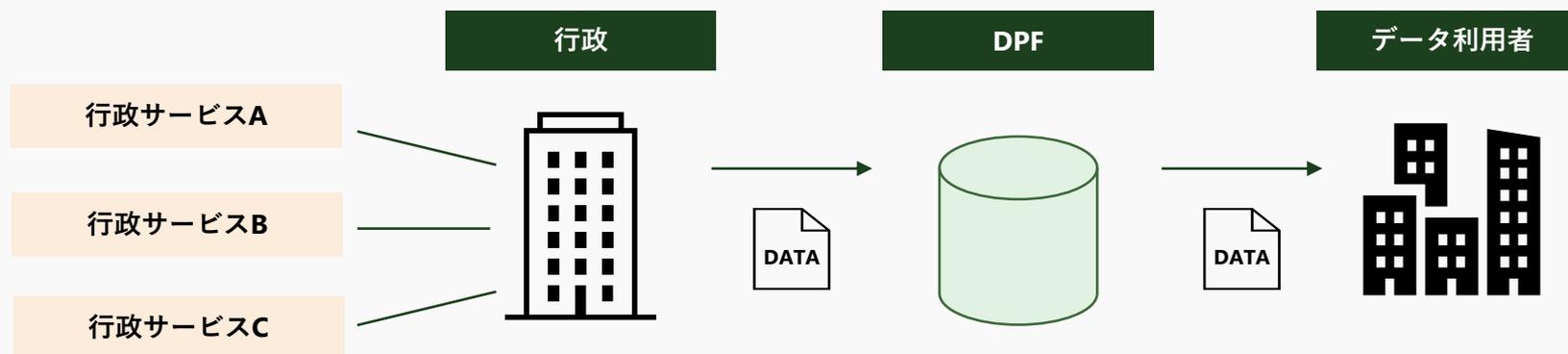
4. 議論のための分類

	トラストアンカー型	マッチングポイント型	データ信託型
概要	DPF がデータ提供者とデータ利用者を審査することや、データの管理をすることなどによって、トラストを担保し、保証する。	データ利用者とデータ提供者をマッチングさせる機能を有する単なる「場」を提供する。	DPF がデータの発生源（個人／団体）からデータを預かって取り扱う。
DPFの責任	重	軽	重
条件設定／審査	高・重	低・軽	高・重
その他	DPF の体制整備、人材育成が重要		データの発生源への対応を講ずることを念頭とした体制整備を要する。

注：議論に資するように分類したものであって、一義的ではない。評価は、各分類を比較した当てはめに過ぎない。

2. 想定する検討事項、リスク～データ取扱い範囲に応じて～

1. 第1フェーズ：行政由来データとパーソナルデータ（個人情報除く）の活用

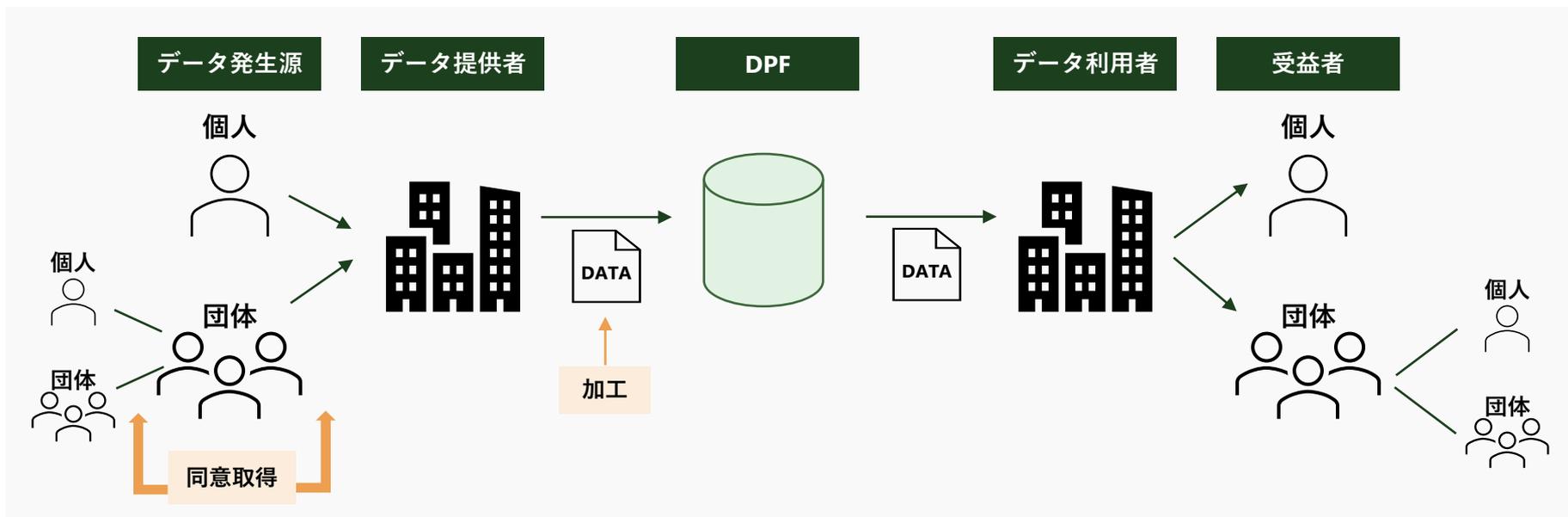


※ 区市町村や、外郭団体のものを含む。

ポイント

- 東京都がデータを集約する根拠は何か？
- 利用可能なデータか？

1. 第1フェーズ：行政由来データとパーソナルデータ（個人情報除く）の活用

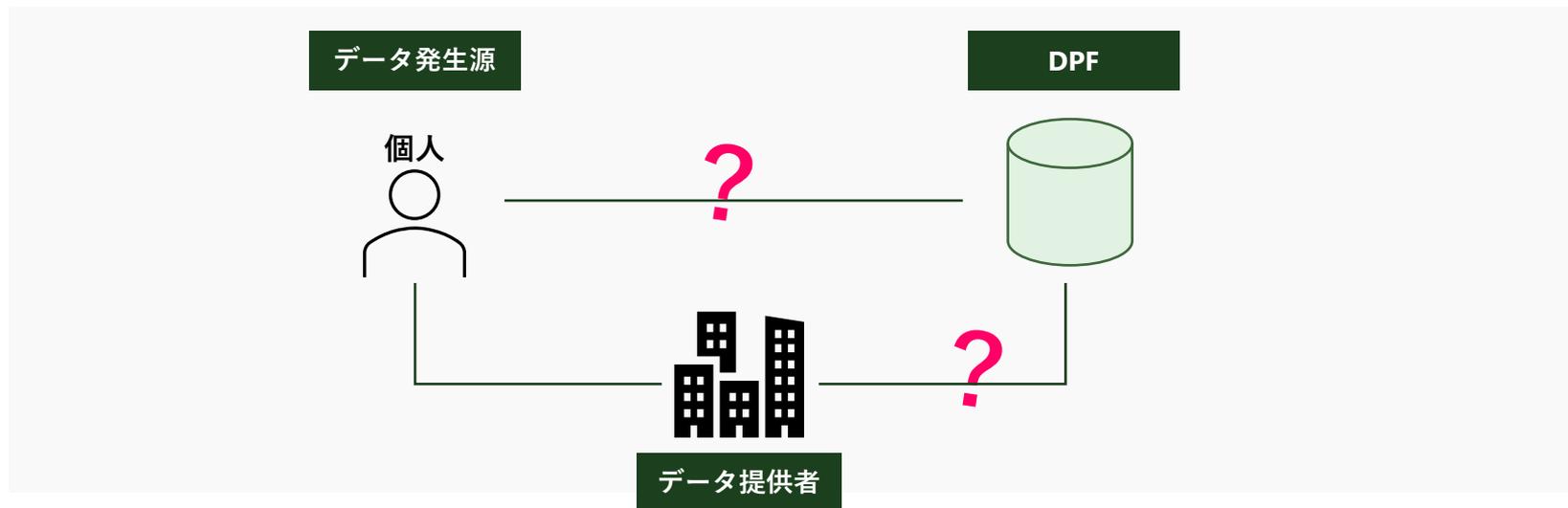


ポイント

- データ提供者側：**（個人データの提供）どうやって同意を得るのか、得たのか？／（匿名加工情報／統計情報の提供）どのような加工をしたのか？
 データ提供者がデータ発生源からのデータの第一次取得者ではない場合の対応は（条件の変更や、審査事項の加重等）？
- データ利用者側：**個人関連情報の提供として令和2年改正個人情報保護法26条の2の対応を行うのか、又は、個人情報として取得することを制約するのか？
- DPF：**法令遵守や、データの内容・品質等について、表明保証（契約）で担保するのか、エビデンスを得て審査／検査するのか？

2. 第2フェーズ：個人情報を含むデータの活用

- DPFへの参加について、DPFが直接又はデータ提供者等のサービスと連携して促す場合（データ信託型）



ポイント

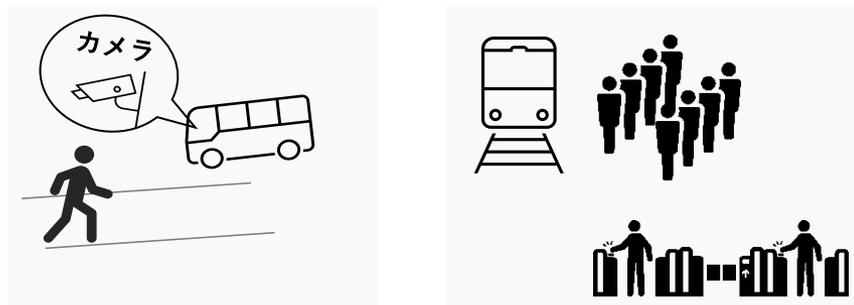
DPFとして、本人との間でどのような契約を締結するか。

また、データの利用目的、データの提供に関する条件をどのように設定し、有効な同意を得るか。

そして、各種請求への対応のほか、DPF離脱をどのように保証するのか。

3. その他：データの性質

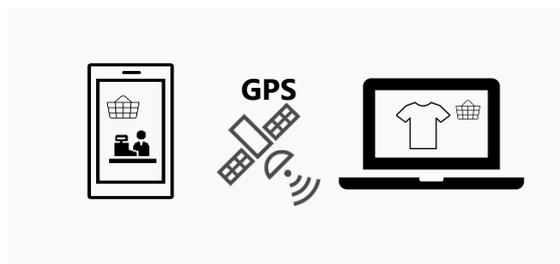
■ 画像



ポイント

たまたまその場にいる
本人の同意を得ることは困難

■ 位置情報／行動履歴



ポイント

プライバシーリスクが高い：

- MACアドレスその他の本人を捕捉し得るIDのようにプライバシーリスクを高める情報の取扱いの是非
- キャリアの保有する情報等について通信の秘密への対応が必要。

【画像】【位置情報／行動履歴】については、加工によって対応することが可能か？別の方法を検討する必要があるか？

その他、ヘルスケアデータは他のデータと同様の取扱いで良いのか？HRテック領域のデータについては、職安法の対応や、従業員・労組との関係、就業規則等の対応等を要するところ、適正さをどのように担保するのか？このように、取り扱うデータの性質によって検討すべき事項がある。



3. 課題と私見

課題と私見

■ トラストの醸成

DPFが、一定の責任（データクレンジング等のサポートや、審査／検査を含む）を負う形でないと機能しないのではないか。特に、黎明期は配慮する必要があるのではないか。

■ 関係主体それぞれのデータガバナンスの確立

例：コロナ禍におけるデータ共有のスタックするポイントは、①平時に必要なデータ項目を収集し得るような標準化を行っていなかったこと、②緊急時にデータを共有するとの判断をしうる体制を構築していなかったことにあるのではないか。

■ 都民への利益還元とビジネスの実効性確保の必要性

ステークホルダーのニーズを集約、反映する機能は重要であり、データ提供者・データ利用者の対話の場を設けることや、ワークショップ、アイデアソンを開催するなど「東京都」ならではのチャネルの確立することが必要ではないか。

■ 人材育成

データクレンジング、アノテーション等を行い得る人材や、実効性のあるデータガバナンスのための人材を確保、育成する必要があるのではないか。

課題と私見

■ DPFの在り方と継続的検討

- ポリシー等については、DPFの全容が確定する段階で再検討を要する。また、DPFのバージョンアップに応じた検討と対応を続ける必要がある。自由度を確保するためには、データ利用の範囲等を検討することが一案。
例：DPFがデータ取得・提供（許諾・再許諾）の当事者となること
データ提供者によるデータの使用許諾の方式を採用すること
保証
限定提供データとして取り扱うための対応を行うこと
データ提供者のデータ、その利用に伴い生じる知的財産に係る知的財産権の帰属
派生データの定義と取扱い
データの管理態様
競業に係る取扱い
- DPFを通じて流通するデータを活用した結果発生するデータを還流させ、さらにDPFの機能を向上させる必要があるのではないか。その場合、検討事項は増加し、契約等は複雑化することに留意すべき。